

陳 情 回 答 綴

(陳情第 37 号～第 55 号)

平成 29 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 37号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 38号	行政にかかる諸問題について……………	11
陳情第 39号	倫理調査会について……………	25
陳情第 40号	公文書館設置等について……………	27
陳情第 41号	行政にかかる諸問題について……………	29
陳情第 42号	行政にかかる諸問題について……………	45
陳情第 43号	近畿大学医学部附属病院について……………	51
陳情第 44号	近畿大学医学部附属病院について……………	53
陳情第 45号	子ども・子育て支援新制度について……………	55
陳情第 46号	聴覚障害者施策等の充実について……………	59
陳情第 47号	保育施策等について……………	71
陳情第 48号	北区の文化ホールについて……………	75
陳情第 49号	公共交通について……………	77
陳情第 50号	小学校学級編制等について……………	79
陳情第 51号	放課後施策について……………	81
陳情第 52号	放課後施策について……………	83
陳情第 53号	放課後施策について……………	85
陳情第 54号	放課後施策について……………	87
陳情第 55号	放課後施策について……………	89

番 号	陳情第37号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	9月6日
<p>(審査結果)</p> <p>第6項</p> <p>現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や臨時会において議論した事項をできるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様は議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	

番 号	陳情第37号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（企画部）</p> <p>本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>第8項（広報部広報課）</p> <p>「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1面で詳しく紹介しております。</p> <p>本市では、市民の皆様が、安全・安心が確保された暮らしの中で、「堺に住んで本当によかった」「これからも堺に住み続けたい」と感じていただけるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（行政部行政管理課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</p> <p>指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。</p> <p>引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい担い手を選択してまいりたいと考えております。</p> <p>第10項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行っており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで、集客促進に努めており、堺まつりでの自衛隊音楽隊の演奏については、まちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課） 区民評議会の会議は公開で実施しており、会議の結果につきましても、各区のホームページをはじめ、市政情報センターにおいても公開しております。</p> <p>また、区民の皆様とともに、区域の課題解決や特性に応じたまちづくりをより一層推進するため、各区の区民評議会での取組や、その議論を反映した各区の事業などについて、広報さかいをはじめ、様々な機会を通じて周知ができるよう努めているところです。</p> <p>今後も引き続き、議論の進捗状況や調査審議している施策の方向性などについて、広く市民の皆様にご理解いただけるよう、お知らせしてまいります。</p>			
<p>第12項（市民生活部生涯学習課） 公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。</p> <p>本市では、6館の公民館を設置しており、現在のところ公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p>			
<p>第13項（人権部人権推進課） 本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様へ核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p>			
<p>第14項（人権部人権推進課） 平和と人権資料館においては、平和の大切さを知らせるために、大きなスペースを用いています。また、アンケート結果や要望も企画展や展示内容の修正に活用させていただいております。</p> <p>なお、戦時下の厳しい市民生活をもの語る寄贈品やパネル展示を通じて「戦争の悲惨さ」、「平和の尊さ」をあらためて考えていただく機会になるよう7月から企画展「堺・戦時下のくらしを語るもの」を開催しております。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（長寿社会部地域包括ケア推進課）</p> <p>堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しております。サービス利用に当たっては、総合事業対象者については、新規でサービスを利用する場合は原則、要介護認定申請をしていただくこととしており、更新の場合でも、従来と同様に認定の更新申請をしていただくことができます。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項、第17項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</p> <p>本年4月、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行しましたが、引き続き、従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にされた教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>なお、公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民ニーズの質の維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。民営化後の認定こども園では、老朽化した建物の改築のほか、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されることとなります。</p> <p>本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しております。平成28年度については、書類作成等の業務負担の軽減を図るため、ICT化（業務効率化）を推進するための補助を行いました。</p> <p>また、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、今年度からは、技能・経験を積んだ職員に対して月額4万円又は月額5千円などの追加的な加算もあり、本市も応分の負担をし、保育士の処遇改善に努めているところです。</p> <p>さらに、保育に関する専門知識や技術についてのさまざまな講座や保育の現状に即したタイムリーな講座を開催するなど、保育士に対する研修の充実を図るとともに、公立認定こども園及び民間認定こども園・保育所に勤務する保育士間での交流会等を開催し、情報共有を行うなど、教育・保育の質の向上を図っているところです。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・医療年金課）（教育委員会事務局学校管理部保健給食課）</p> <p>本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の構築に向け、関係部局が連携してさまざまな取組を実施しています。</p> <p>とりわけ、ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、経済的な支援として児童扶養手当の実施をはじめ、看護師資格等安定した就労に結び付く資格取得を目的とした高等職業訓練促進給付金事業などの就労支援を行っています。</p> <p>また、生活に困窮されている方に対しては、最後のセーフティネットである生活保護制度に加え、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就労に関する相談支援を実施しているところです。</p> <p>なお、給食で提供する食材に関しては、学校給食法に基づき、給食費として保護者から徴収を行っております。本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいております。子ども医療費助成制度の年齢要件の拡大につきましては、「子育てのまち・堺」の実現に向け、子育て支援施策全体の中で考えてまいります。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（商工労働部産業政策課）</p> <p>本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p> <p>同条例の認定を受けている堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷株式会社とも事業統合した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社と同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果が期待できると考えています。</p> <p>平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、計5社に対し同条例の認定を行ったところであり、認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。</p> <p>同条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成29年3月末で97件（うち51件が中小企業）を認定し、約1兆330億円の投資と約6,560人の雇用見込（累計）の誘引を行っており、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。</p> <p>今後も引き続き、これまでの本条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第37号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項(1)(学校管理部保健給食課)</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>また、中学生にとって必要なエネルギー量を確保し、多様な食材や調理法を適切に組み合わせた食事内容とするため、副食の内容を充実し、食材の安全性や品質の確保を行うことができるよう給食費の設定を行っております。</p> <p>今後も引き続き、生徒の嗜好にも配慮しながら献立の充実を図るとともに、まだ利用していない方々に利用していただけるよう、給食制度の周知に努め、予約システムの運用方法についても研究してまいります。</p> <p>第20項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>放課後児童対策事業(のびのびルーム)の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p> <p>第20項(3)(学校教育部学校指導課)</p> <p>「特別の教科 道徳」については、平成27年3月に学習指導要領の一部改正に伴い、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で全面実施されます。本市では、学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」を適正に実施してまいります。</p> <p>教科用図書については、地域性や児童生徒の実態を踏まえ、教科の目標を達成するために最も適切な教科用図書を採択しております。</p> <p>第20項(4)(教職員人事部教職員人事課)</p> <p>権限移譲により、本市立学校の教職員の人事評価制度については、本市において制度設計を行っており、大阪府が制度設計・実施している「授業評価アンケート」は行っておりません。</p>			

番 号	陳情第38号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	9月6日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>本市議会においては、政務活動費に関する規定として、地方自治法第100条に基づき、平成13年より政務活動費（当時は、政務調査費）にかかる条例・同施行規則を制定しています。しかしながら、条例等だけでは政務活動費を充てることができる範囲の定義があいまいであるため、本市議会として自主的に運用ルールを定めた「政務活動費の運用指針」を平成20年4月1日より施行しており、政務活動費の使途の透明性の確保及び適正な運用のため、施行後も定期的に見直しております。</p> <p>また、ご指摘の交際費・選挙活動経費・政党活動経費・後援会活動経費・私的活動経費については、条例上、政務活動費を充ててはならない経費となっているため、本市議会では、政務活動費がそれらの経費に充当されることはありませんので、よろしく願いいたします。</p>	

番 号	陳情第38号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（ニュータウン地域再生室）（建設局公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>近畿大学医学部及び附属病院の移転につきましては、平成26年7月16日付けで近畿大学、大阪府及び本市の3者において基本協定を締結し、平成35年の開設に向けた取組を進めています。今後も近畿大学、大阪府と連携し、円滑な取組を進めてまいります。</p> <p>原山公園のプール建設については、田園公園にある現在の泉ヶ丘プールで平成31年夏まで営業し、平成32年夏からのプール営業に向け、事業を進めてまいります。</p> <p>第3項（企画部）</p> <p>本市では、平成28年度から平成32年度を計画期間とした堺市マスタープラン後期実施計画に基づき、リーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」とともに、「市民が安心、元気なまちづくり」や「都市内分権の推進」に重点的に取り組んでいます。</p> <p>「堺・3つの挑戦」のひとつである「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦」では、すべての子どもたちが夢と希望を抱いて成長していけるよう、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、すべての堺っ子が尊重され、ゆめに挑戦できる教育環境の充実を図っています。</p> <p>まちづくりの基本はひとづくりであるとの考えのもと、平成33年度以降においても、それまでの取組実績や社会情勢をふまえ、「子育てするなら堺」、「住み続けたいまち」を実現するための施策展開を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（人事部労務課）</p> <p>本市では、職員の時間外勤務の縮減に向けて、平成29年5月に堺市職員「働き方改革」プラン“SWITCH”を策定したところです。同プランにおいて、時間外勤務のマネジメントをこれまでの課長レベルから局長レベルに引き上げ、業務の再配分や業務内容を精査することなどにより、時間外勤務の縮減に全庁を挙げて取り組んでまいります。</p> <p>第5項（人事部人事課・労務課）</p> <p>日本国憲法において「居住移転の自由」が規定されているところですが、一方で、市民ニーズを的確に捉えた地域密着型行政を進め、また、災害発生時の初動体制を確保するといった面から、職員の市内在住率を向上させることは有意義であると考えており、可能な範囲で職員に対し堺市内に居住するよう促しております。</p> <p>具体的には、本市職員の新規採用予定者に対して、採用前説明会において、「住み暮らす」まちとしての堺の魅力をPRするとともに、特定優良賃貸住宅等に関する情報提供を行うなど、市内居住の働きかけを行っております。</p> <p>また、比較的居住の流動性が高いと考えられる賃貸住宅居住者を対象として、市内居住に限り住居手当を加算する制度を設けております。</p> <p>今後も、居住移転の自由を尊重しながら、市内居住を促す働きかけを行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（財政部財政課）（総務局行政部行革推進課）（上下水道局経営企画室）</p> <p>本市では、これまでも財政状況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、不断の行財政改革を推進してきました。現在は、「第2期行財政改革プログラム」に基づき、計画期間である平成26年度から29年度の4年間で、歳入の確保や歳出の削減を合わせて320億円以上の行革効果を創出することを目標に掲げ、行財政改革に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、市民目線・現場主義を基本として、徹底した行財政改革に取り組むとともに、事業の選択と集中により市債等の発行額が過大とならないよう努め、引き続き健全な財政運営の維持に努めてまいります。</p> <p>なお、総務省が定める基準で各地方公共団体の統一的な会計として用いる普通会計では、市債残高は4,077億円で、前年度比127億円の増加ですが、うち117億円は、臨時財政対策債の増加によるものです。臨時財政対策債を除いた市債残高は、平成27年度から平成28年度では、阪神高速大和川線事業や堺市民芸術文化ホール整備事業などの進捗により10億円増加しているものの、過去5年間で見れば、繰上償還を実施するなど減少傾向で推移しています。</p> <p>また、お示しいただいている本市の債務状況ですが、平成28年度決算における市債残高は、一般会計4,499億円（うち臨時財政対策債1,915億円）、特別会計合計で101億円、企業債残高は、水道事業会計296億円、下水道事業会計2,598億円となっています。</p> <p>また、水道事業については、水道ビジョンに掲げる事業を着実に実施していくことで企業債残高は増加傾向となりますが、新たな財源の確保、積極的な支出の削減、現有資金の活用により、水道ビジョン計画期間中（平成37年度まで）の企業債の借入を抑制してまいります。</p> <p>下水道事業については、下水道ビジョンに掲げる事業を着実に実施しつつも、企業債残高は減少傾向であり、引き続き残高にも留意しつつ、今後も健全な経営を維持してまいります。</p> <p>第7項（財政部財産活用課）</p> <p>本市では、運転者の安全運転意識の向上を図るため、全職員を対象とした安全運転講習会を毎年開催するとともに、前年に事故を起こした職員には、これとは別に、パソコンの画面を見ながら運転体験ができるドライビングシュミレーターを使用して運転技能の診断や訓練を行ったり、実際の事故映像を見て安全運転を学ぶなどする講習会の受講を義務付けています。また、事故の発生事例等を庁内で共有し、安全運転に向けた啓発を行っています。</p> <p>これらに加え、職員による交通事故が発生している昨今の状況を鑑み、今年7月には交通事故防止啓発ステッカーを作製し、庁用自動車内の見やすい所に貼付することで、運転者だけでなく同乗者にも運転中の安全確認の徹底を促して事故防止に努めているところです。</p> <p>今後も庁用自動車による交通事故の発生防止に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</p> <p>各区の区民評議会では、区域内において公益的な活動に従事している区民に参画いただくほか、区域在住・在勤・在学者を対象とする委員の公募や、傍聴者に対するアンケートを実施するなど、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりに向け、区民の皆様に参加いただきながら議論を進めております。</p> <p>また、区民評議会委員自らがフィールドワークを実施するほか、地域代表者との定例的な会合など、区役所が様々な機会を通じ、日常的に把握している区民の声を委員へ提供し、より区民の声を反映した取組となるよう努めております。</p> <p>今後も引き続き、区民評議会での調査審議等に、広く区民の声が十分に反映されるよう、取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（障害福祉部障害者支援課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、障害者をはじめ、就労意欲を持つ全ての方への支援が重要だと考えております。堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）内に「堺市地域就労支援センター」を開設し、就労意欲を持ちながらも、様々な阻害要因を持つ方々に対し、就労相談や職業能力開発講座などの就労支援を行っております。</p> <p>また、障害者雇用につきましては、ハローワーク堺と共催で、市内企業の事業主や人事労務担当者を対象に、障害者雇用に関する理解を深め、本市内における障害者の雇用の促進・安定を目的とした「障害者雇用促進セミナー」や「さかい障害者就職面接会」を開催しております。</p> <p>今後も、ハローワーク堺等関係機関と連携・協力しながら、障害者雇用施策を進めてまいります。</p> <p>さらに、障害者の就労支援の専門機関として、障害者就業・生活支援センターにおいて職業準備訓練を実施し、ハローワークなど関係機関と協力しながら、就職に必要な支援や就職後の定着支援を行っているところです。</p> <p>第10項（健康部健康医療推進課）</p> <p>本市での近畿大学医学部等の設置に向け、大阪府、堺市、学校法人近畿大学の3者は、泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部及び附属病院等の設置に関して基本協定を締結しております。</p> <p>また、現在脳梗塞をはじめとする生活習慣病予防に関しては、堺市健康増進計画「健康さかい21（第2次）」に基づき、早期発見と重症化予防を目的に、健康づくり施策を推進しています。</p> <p>特に、脳梗塞などの脳血管疾患は、危険因子である高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病などの予防や管理が重要であるため、40歳から74歳の堺市国民健康保険被保険者を対象に、特定健診・特定保健指導を行っております。</p> <p>また、各保健センターにおいては、規則正しい生活を送り適度な運動を行う生活習慣の改善と減塩などの食事についての啓発や健康相談を行っています。</p> <p>さらに、脳血管疾患の後遺症の軽減には、初期徴候の段階での早期治療が有効であるため、顔・腕の麻痺や言葉の障害などの徴候についての啓発を行っています。</p> <p>引き続き、脳梗塞をはじめとした脳血管疾患の予防・早期発見についての啓発を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度であり、保護を必要とする方にとって、最後のセーフティネットとして重要な役割を担うものです。</p> <p>本市におきましては、その役割を引き続き十分に果たすことができるように、生活保護を必要とする人に適正に保護を実施するとともに、自立支援の取組みとして、民間委託やハローワークとの連携による積極的な就労支援事業や、貧困の連鎖を防止し、子どもたちの将来につながる施策として、「堺市学習と居場所づくり支援事業」を実施しています。</p> <p>また、ジェネリック医薬品の使用促進など、医療扶助の適正化に取り組んでいるところであります。</p> <p>今後も、市民の皆様から信頼の得られる生活保護行政に努めてまいります。</p> <p>第12項（健康部保健所保健医療課）（消防局警防部救急課）</p> <p>本市では、高齢者や子どもをはじめ、市民の皆様が熱中症の予防対策や応急処置ができるよう啓発チラシの配布やホームページによる情報提供を行うとともに、熱中症予防イベントの開催や各種救命講習、まちづくり出前講座等を通じて熱中症予防等にかかる啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、暑い日の外出の際、一時的に休憩していただけるクールスポットを市役所や区役所、体育館、図書館などに設置するなど、引き続き熱中症対策に取り組んでまいります。</p> <p>第13項（長寿社会部地域包括ケア推進課）</p> <p>本市では、認知症についての基礎知識等を記載した、一般用、本人・家族用、支援者用と3種の「認知症支援のてびき」を作成し、地域包括支援センターを通じて市民に認知症に関する普及啓発を行っています。昨年10月には、「認知症チェックリスト」を含んだ認知症支援メニューのリーフレットを広報さかいに折り込み、約41万世帯に配布しました。さらに、本年4月、かかりつけ医に相談するなど早期発見・早期対応につなげるため、後期高齢者約10万人に「認知症の気づきチェックリスト」を送付しました。</p> <p>なお、認知症等の相談については、地域包括支援センター等で対応しています。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（子ども青少年育成部子ども家庭課・子ども育成課・子ども相談所虐待対策課）</p> <p>本市では、子ども相談所と各区子育て支援課を中心に、増加する児童虐待通告に対して、相互に連携してそれぞれの役割に応じた対応と支援を行っています。子ども相談所では、休日や夜間の時間帯でも24時間通じる子ども虐待ダイヤルを設け、通告から24時間以内に児童の安全確認を行うなど、迅速な対応に努めています。また、状況に応じて一時保護や施設入所措置などの親子分離を行いつつ、その後の家庭復帰に向けた支援を担っています。区子育て支援課では、家庭復帰後の家庭の見守りや、親子分離に至らない児童の在宅支援の中心を担うなど、地域において、親子を継続的に支援し、虐待の再発防止または未然防止を図っています。</p> <p>一方で、育児不安や孤立感によって虐待のリスクが高まるといわれています。このこともあり、本市では、保健センターの保健師を「母子保健コーディネーター」と位置づけ、妊娠届出をされた方全員に面接を行い、妊娠期から必要に応じた相談支援を行っています。また、虐待の未然防止につながる子育て支援サービスとして、支援してくれる方が周りにいない場合に利用できる「育児支援ヘルパー」や、育児の悩みの相談や交流の場として「みんなの子育てひろば」などの事業を実施しているところです。</p> <p>今後も、児童虐待の予防から発見・対応、保護・支援に至るさまざまな場面で、関係機関がそれぞれの機能を発揮し、相互に協力しながら切れ目のない支援を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（環境保全部環境共生課）</p> <p>本市域ではヒアリは確認されていませんが、本年6月に尼崎市及び神戸市において国内で初めて確認されたことを受け、速やかに庁内周知及び体制整備を行うとともに、市ホームページや広報紙を通じて、広く市民や事業者の皆さんに注意喚起を行っています。</p> <p>また、ヒアリに関する相談や問い合わせ等に対して、対応を図っています。</p> <p>引き続き、環境省や大阪府等から情報を収集するとともに、正確な情報を迅速に発信することにより、市民の皆さんが冷静に対応できるよう、適切な対応を図ってまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（商工労働部雇用推進課）</p> <p>本市では、産業の持続的発展のため、働く人の多様性（国籍・性別・年齢等）を受け入れ、それぞれの能力を積極的に活用することが重要であると考えております。そのため、組織の力を強めるダイバーシティ経営についてのセミナーを平成20年度から実施しております。本セミナーでは、ダイバーシティの基本的な考え方とその必要性や効果についての知識や具体的事例を紹介することにより、外国人等の雇用について周知や情報提供を行っております。</p> <p>また、外国人の方をはじめとする、堺市内で就労を希望する方に対して、堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）において就労相談を実施しております。</p> <p>今後も、ハローワーク堺等庁外関係機関との連携により外国人雇用に関する周知や情報提供を行うなど、外国人雇用を希望する市内事業所や堺市で就労を希望する外国人の方に対する支援を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（建築部建築課・開発調整部建築安全課）（環境局環境保全部環境対策課）</p> <p>本市が行う解体工事につきましては、チェック体制を強化し、関係法令遵守の下、安心、安全の確保に努め工事を進めてまいります。</p> <p>一方、民間建築物の解体工事につきましては、関係部局との情報共有及び連携を図り、適切に民間業者を指導してまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（公園緑地部公園監理課）（文化観光局スポーツ部スポーツ施設課）</p> <p>公園緑地部所管の、泉ヶ丘プール、金岡公園プール、大浜公園プールにつきましては、堺市公園条例（第18条第2項、別表第4）で定められた額を上限として、施設の規模に応じて指定管理者が料金設定をしております。</p> <p>スポーツ部所管の、美原B&G海洋センタープールにつきましては、設置当初から隣接する中学校の授業で使用し、学校プールとしての位置づけがあったため、料金を無料としておりますが、今後、施設のあり方等をふまえ、検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第38号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（学校教育部生徒指導課）</p> <p>体罰は、児童生徒の身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、学校教育法第11条においても明白に禁止されている行為です。また、周りの子どもたちにも不安感や恐怖感を抱かせるとともに、暴力行為を容認する姿勢を生み出す要因ともなる決して許されない行為であると捉えております。</p> <p>さらに、体罰事象は、保護者や地域住民の学校及び教職員に対する信頼を失うものでもあり、重く受け止めております。</p> <p>今後、全教職員の人権尊重に関する認識及び体罰否定の指導観を高めるため、充実した校内研修を改めて実施するよう学校に指導するとともに、全教職員対象の研修を開催するなど、体罰の根絶に向け、取り組んでまいります。</p> <p>いじめ対策について、本市では、未然防止はもとより、早期発見・対応・解消に向け、「堺市いじめ防止基本方針」を策定し、各学校では、市の基本方針を参酌して独自に作成した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体で情報共有、共通理解を図りながら、組織的に対応できるよう取り組んでおります。</p> <p>いじめ等の相談体制については、全ての学校で、いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上、年間3回以上実施し、アンケート結果等を踏まえた定期的な教育相談を実施しております。</p> <p>また、24時間受付の電話教育相談「こころホーン」等を開設し、相談先を記載した「いじめ等相談窓口カード」やスマートフォン・ネット等の取扱ルールについてのリーフレットを新入生全員に配付するなど、子どもたちが、いじめ等を訴えやすい相談体制の整備を進めているところです。</p> <p>今後も、いじめの未然防止及び相談体制の充実に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第39号	所管局	総務局
件 名	倫理調査会について		
<p>(行政部総務課)</p> <p>堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会（以下「倫理調査会」という。）の委員については、堺市長の倫理に関する条例第8条第2項において、13人とし、うち6人を議員のうちから、7人を地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民で公募に応じたもののうちから、公正を期して市長が委嘱するとしています。</p> <p>また、その任期については、堺市長の倫理に関する条例施行規則第13条により、2年と定められており、これらの規定に基づき、2年ごとに倫理調査会委員の公募を行い、委嘱を行っているところです。</p> <p>委員の任期などを含め、倫理調査会の運営や審査方法については、これまでに提出された意見書の内容や倫理調査会における議論をふまえ、より市民にわかりやすい制度の実現に向け、今後、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第40号	所管局	総務局
件 名	公文書館設置等について		
<p>(行政部法制文書課)</p> <p>平成27年度から公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の趣旨に則った文書管理システムの再構築や歴史的文書の利用・保存に係る仕組みづくりなどについて、堺市歴史的文書適正管理等検討庁内委員会において検討を進め、平成29年3月に一定の方向性をまとめたところです。</p> <p>今後、この検討結果に沿って、適宜、学識経験者等の専門的な見解等も聴取するとともに、本市における財政状況や施設等の整備状況等を勘案した上で、公文書館の設置と歴史的文書の利用請求制度の構築について、歴史的文書の収集基準、歴史的文書の保存方法等を精査の上、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、公文書管理条例の制定については、公文書管理法第34条において、地方公共団体に対し、同法の趣旨にのっとり公文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努力義務が課されており、現在、本市においては、堺市文書規程に基づき、国と同等の公文書管理に努めております。</p> <p>条例化については、重要な課題であると認識しておりますが、歴史的文書の収集基準の整備や歴史的文書の利用請求制度の構築など条例で規定すべき事項について精査する必要がある、公文書館の設置等に向けた調査検討と一体的に条例案の検討を進めることが効果的かつ効率的であると考えております。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）（建設局公園緑地部公園監理課）</p> <p>田園公園につきましては、平成27年1月に改訂いたしました「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を踏まえ、近畿大学医学部等の移転に伴う必要な敷地について譲渡を予定しております。</p> <p>近畿大学医学部等の開設に関する説明会につきましては、地元自治会や地域住民の方々からの開催要望を踏まえ、庁内関係部局との調整により、近畿大学医学部等の開設効果や開設予定区域、今後のスケジュール等を取りまとめ、泉ヶ丘駅前地域のまちづくりの視点も含めた説明会を順次開催しています。</p> <p>学校法人近畿大学から、近畿大学の整備計画案について、地域医療の充実や環境への配慮の観点を踏まえ、泉ヶ丘駅前に開設する新たな附属病院の施設規模や、近畿大学医学部堺病院の存続などについて検討し、本年10月を目途に整備計画案の見直しを行うという旨の情報提供がありました。</p> <p>第2項（企画部）</p> <p>統合型リゾート（IR）を推進するいわゆる「IR推進法」が昨年末に成立し、現在政府において、IR推進にあたり必要な法制上の措置を定めたIR実施法案の策定や、ギャンブル依存症対策の検討が進められているところです。</p> <p>大阪府・大阪市でも、外部有識者や経済界からなるIR推進会議において、IRについての基本的な考え方、施設計画の大枠とともに、ギャンブル依存症等の懸念事項に対する取組みの方向性などを明らかにするため、「大阪IR基本構想（案）」の検討が行われています。</p> <p>本市としましては、国における関係法令の制定状況や大阪府・大阪市のIR誘致に関する動向を見ながら、状況に応じて情報や意見の発出をしまいたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（行政部総務課）</p> <p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、自治会での回覧については、募集内容を市民に広く周知するため、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（財政部財政課・税務部税政課）</p> <p>消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づき、平成26年4月から消費税率が8%（地方消費税率は1.7%）に引き上げられました。また、消費税率10%への引上げ時期については、平成28年1月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期となりました。</p> <p>消費税の税率引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、すべて子育て、医療、介護、年金などの社会保障のための財源となります。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p> <p>また、平成26年4月にまずは8%とされた消費税率引上げの目的は、我が国全体で問題となっている、少子高齢化に伴い増加が続く社会保障に関する国やすべての地方公共団体の負担増に対応するためです。</p> <p>これは、国及び地方公共団体において安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための、社会保障制度改革について基本的な考え方が定められている社会保障制度改革推進法においても、「国民が広く受益する社会保障に係る経費をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用にかかる国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされているところです。</p> <p>このような税と社会保障の一体改革により、消費税率の引上げによる増収分の全てを社会保障の財源とすることで、「社会保障の充実」と「安定化」を進めるものです。</p> <p>国における取組に加え、すべての地方公共団体においては、増収分を生活保護扶助費や障害者自立支援給付費など増加する既存の社会保障経費に充てるとともに、認定こども園への移行促進をはじめとした子ども・子育て支援新制度や、地域包括ケアシステムの構築、難病・小児慢性特定疾病への対応など、国が新たに充実を図った社会保障施策の地方負担分に充てるとされています。</p> <p>このように、消費税率の引上げは、国と地方全体において増加している既存の社会保障経費への対応や、国が進める社会保障の充実への取組など、中長期的に安定した社会保障制度の構築のために実施されたものです。</p> <p>本市においても、引き続き、この趣旨に沿って市民が安心して住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項①（危機管理室危機管理課）</p> <p>市民の生命と財産を守る基礎自治体として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第5号）等に定める規制基準のもと、厳格な審査や事業者に対する適切な指導等、原子力発電所の安全確保について、必要に応じ関西広域連合を通して政府に申し入れを行っております。</p> <p>最近では、平成27年12月に、原子力発電所再稼働の包括的な制度の枠組みを整備することや、原子力安全協定の対象自治体の範囲や基本的な内容の基準を定めること、住民避難等緊急時対応の実効性を確保すること、使用済み核燃料の処理や廃炉に向けた対策を行うこと、原子力政策について住民や近接自治体等の疑問や意見に対し丁寧に対応することなどの要請を国に行ったところです。</p> <p>また、本年4月、関西電力高浜発電所の再稼働にあたり、関西電力株式会社に対して万全の安全対策を講じるよう申し入れを行うとともに、国に対しても原子力発電所の安全性向上と徹底した情報公開について、不断の検証に基づき事業者への指導・監督を強化することを強く求めるなど、高浜発電所の安全確保に関する要請を行っています。</p> <p>第5項②（危機管理室危機管理課）</p> <p>原発事故発生時など緊急時の対応につきましては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日部分改正）や関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（平成25年6月改定）、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」（平成29年3月修正）等に基づき、本市も「堺市地域防災計画」に放射線災害応急対策として定めており、国や府、関西広域連合等の防災関係機関、原子力事業者、報道機関等と連携し、原子力災害の状況や医療機関、交通規制、避難経路等の情報を、速やかに、正確でわかりやすく市民の皆さまへ提供してまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（人権部人権推進課）</p> <p>本市では、「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、これまでも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。</p> <p>今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力を行ってまいります。</p> <p>第7項（人権部人権推進課）</p> <p>平成27年に平和安全法制関連2法が成立しましたが、同法の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>第8項（人権部人権推進課）</p> <p>いわゆる「テロ等準備罪」の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（生活福祉部国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常的に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成29年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成28年度に比べて1人当たり平均保険料を547円/年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は8年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計16,134円/年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p> <p>医療費通知については、堺市国民健康保険では、加入世帯ごとに、受診者、医療機関、医療費総額、診療日数等を記載した医療費通知を、年2回送付しているところです。</p> <p>医療費通知をお送りする目的は、まず、被保険者の皆様に、過去半年間の健康状態や支払った医療費を振り返り、健康管理や医療費の管理に役立てていただくことにあります。被保険者の皆様に健康保持増進の意識や医療費に対するコスト意識を持っていただくことにより、年々増加している医療費の抑制を図り、国保財政の健全運営、ひいては保険料の引き下げにつながることを期待されます。</p> <p>さらに、医療費通知と医療機関の領収書を照らし合わせて、金額や診療日数に誤りがないかを、ご自身で確認していただくことで、医療機関の不正請求や過剰請求を防止する効果も期待されます。</p> <p>また、月の医療費が高額になった場合は、申請により自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されることがありますが、その目安としてご活用いただくこともできます。</p> <p>このような趣旨をご理解いただき、医療費通知をご活用くださいますようお願いいたします。なお、どうしても医療費通知がご不要の場合は、その旨ご連絡いただければ送付を差し止めることもできます。</p> <p>また、改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>			

番 号	陳情第 4 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第 1 1 項（長寿社会部介護保険課）</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めるとされています。</p> <p>第 6 期介護保険事業計画期間（平成 2 7 ～ 2 9 年度）における第 1 号被保険者の保険料につきましては、負担割合が 2 1 % から 2 2 % に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。</p> <p>本市としましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>なお、平成 2 7 年 4 月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第 1 段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を 0. 0 5 引き下げ、0. 4 5 としました。</p> <p>第 1 2 項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>平成 2 5 年 8 月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（健康部健康医療推進課）</p> <p>本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、受診される方の身体的なご負担等を考慮し、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかった方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、平成29年度のがん検診の無料クーポン券については、国のがん検診の総合支援事業等を活用し、新たに20歳となった方へ子宮がん検診、新たに40歳となった方へ乳がん検診の無料クーポン券を送付しておりますので、併せてご理解とお願いいたします。</p> <p>今後とも市民の皆様へ検診の制度の周知強化と、検診受診の動機付けとなるような取り組みを行うとともに、他の自治体等の取り組みも参考に受診率向上対策の検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>本市におきましては、平成16年度から国の補助事業に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施しております。</p> <p>国において、平成25年に不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、2年間の経過措置を経て、平成28年度からは、初回治療開始時点での妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数が6回、40歳以上の場合は3回までとなり、43歳以降で開始した治療に関しては助成対象外となるなど、制度が変更となりました。</p> <p>これらの制度変更については、医学的見地やこれまでの助成制度の利用状況などから、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢及び特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられ、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、不妊に悩む方々に対する公的支援として検討されたものであり、ご理解の程お願いいたします。</p> <p>また、国の緊急対策により、平成28年1月20日以降に終了した初回の治療に限り30万円まで助成額を拡充したことに加え、特定不妊治療に至る過程における精子を採取するための手術についても15万円まで拡充しております。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（環境都市推進部環境エネルギー課） 本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。</p> <p>この施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立った省エネ、創エネ、蓄エネの取組みを推進しているところです。なお、推進の状況について、「堺の環境」に掲載するとともに、市ホームページ等で公開しています。</p> <p>第16項（環境都市推進部環境エネルギー課） 本市では、上述の施策方針や「堺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、省エネ・省CO2対策に取り組んでおり、家庭に対しては節電を促すエネルギー管理システム等の導入支援や設備更新が求められる中小企業・小規模事業者に対しては省エネ設備の導入支援を行っています。</p> <p>引き続き、住宅や事業所への節電を含む省エネ・省CO2対策に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（農政部農水産課）</p> <p>日本とEUとの間で進められてきたEPA協定に関しては、平成29年7月6日に大枠合意に至り、その概要や交渉結果などはすでに外務省や農林水産省からホームページ等を通じて公表されているところです。</p> <p>また、これまで本協定に関して政府による影響試算等は公表されておりませんが、政府のTPP等総合対策本部が平成29年7月14日付けで決定した『日EU経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針』において、地方公共団体等に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力すること、関係する団体など国民への情報提供につとめることなどが明記されておりますことから、引き続き政府の対応を注視するとともに農水産分野に関して公表される情報に留意してまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第18項（経営企画室）</p> <p>本市の水道料金につきましては、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引下げを実施することは難しいと考えております。</p> <p>一方、下水道使用料については、中期計画に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内（平成32年度まで）での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げさせていただきます。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（学校管理部保健給食課）</p> <p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>実施に当たっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めております。</p> <p>第20項（学校教育部学校指導課）</p> <p>卒業式、入学式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p> <p>第21項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）</p> <p>権限移譲に伴い、平成29年度から本市では、小学校3年生から6年生までの38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が、児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺型少人数教育」を実施しております。</p> <p>本市といたしましては、「堺型少人数教育」の効果検証を行うとともに、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p> <p>また、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p> <p>第22項（総務部学務課）</p> <p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p> <p>なお、支給の時期につきましては、申請年度の所得が確定する6月以降に認否決定を行うため、7月・12月・3月に支給しているところであり、入学用品費につきましては、早期支給の実施に向けて具体的に検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項（中央図書館総務課）</p> <p>図書館では、乳幼児から高齢者まで様々なライフステージに応じたサービスの充実などのソフト面や安心・安全で快適な読書環境の整備などのハード面について、堺市立図書館協議会にて議論を行い、平成29年3月に「今後の中央図書館のあり方について」答申を受けたところです。</p> <p>今後、答申を踏まえ、政令指定都市にふさわしい図書館のあり方について、各区の図書館と5分館の利便性の向上も含め、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>第24項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、さらに、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p> <p>なお、本市においては、学校施設などの既存資源を有効に活用しながら放課後児童対策事業を展開しており、児童館の設置は予定しておりません。</p> <p>第25項（学校教育部学校指導課）</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保するため、大阪府統一のルールで実施されており、本市におきましても参加をしているところです。</p> <p>また、本市においては、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組を実施しております。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（契約部契約課）（上下水道局総務部経理課）</p> <p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によっては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、建設業の地産地消という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。</p> <p>第2項（1）（契約部契約課）（上下水道局総務部経理課）</p> <p>工事等の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、分離分割発注を推進するとともに、市内業者への優先発注を実施しています。</p> <p>予定価格250万円超の工事の発注においては、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項(1)(税務部市民税管理課)</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野について、横断的な共通の番号を利用することで、効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために導入されました。</p> <p>平成29年度からの住民税特別徴収税額通知書への個人番号の記載については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)や地方税法の規定により定められており、本市も法令にのっとり事務を進める必要があることから、個人番号を記載して通知書を送付することとしております。</p> <p>なお、平成29年5月18日付け、総務省通知「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバー記載について」では、「地方税法及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載(アスタリスクを含む。)とすることは認められていない」と明記されています。</p> <p>個人番号利用事務実施者である市区町村は、番号法第12条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じることとされています。本市も、必要な安全管理措置を行い、個人番号の適切かつ慎重な取り扱いを行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>第3項(2)(税務部市民税管理課)</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を受けて、地方税法及び地方税法施行規則において、市民税・府民税の申告書の様式が定められており、申告者や扶養親族の「個人番号欄」には、マイナンバーを記載することになっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(1)(生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険広域化に向けては、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、保険料率や保険料・一部負担金の減免基準を原則統一することをめざして、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議や同会議に設置されたワーキンググループ等において協議が進められており、本市も意見を述べているところです。</p> <p>平成30年度以降の保険料率については、都道府県が公表する標準保険料率に基づいて、各市町村が定めることとなります。大阪府が示す標準保険料率がどのような水準になるかは現段階では未確定です。</p> <p>第4項(2)(生活福祉部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、保険料の軽減を行っています。</p> <p>さらに、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対しては、市独自の減免制度を設け、申請により保険料の減免を行っています。廃業や離職等の場合には、その方の世帯構成や収入状況などを具体的に聴き取ったうえで、適正に減免制度を適用しています。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項(1)(商工労働部産業政策課・ものづくり支援課)</p> <p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタープラン(平成23年3月策定)」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン(平成26年3月改定)」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>第5項(2)(商工労働部ものづくり支援課)</p> <p>市内全事業所のうち小規模企業は約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>そこで本市では、小規模企業に対し、とりわけ事業運営に不可欠な資金調達について、大阪府との連携により無担保融資を実施するとともに、積極的な企業訪問により企業間マッチングを支援するなど、きめ細かな支援を講じているところです。また、堺商工会議所においても、専門家による指導から金融支援、販路開拓支援まで、身近な支援拠点としての役割を果たされているところです。平成26年6月に公布された「小規模基本法」並びに「小規模支援法」の趣旨を踏まえ、堺商工会議所とも一層の連携を深めつつ、小規模企業の持続的な発展に向けて、円滑かつ着実な事業運営を適切に支援してまいります。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項(1)(商工労働部ものづくり支援課)</p> <p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大と後継者育成への支援が重要であり振興施策として、各産地組合の販路拡大や後継者育成の取り組みなどに対して補助金を交付し、各産地組合と連携して振興に努めております。今年度から新たな販路拡大に向けた取り組みとして堺産品の商品改良や首都圏での販路開拓を支援をはじめました。また、職人の高齢化や後継者難への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対し補助金による支援等を行っております。さらに、周辺住環境との調和、見学者の受け入れのために事業所を整備する費用の補助制度により、操業の安定化に努めているところです。</p> <p>また、市民をはじめとする多くの方々に堺の地場産業・伝統産業に潜む技術と魅力を知っていただくため、卓越した技能を持つ職人を堺市ものづくりマイスターとして認定し、そのマイスターによる学校や地域での実演、体験を交えた講座を実施しております。あわせて、堺伝統産業会館においても、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくり実演・体験などのイベントを随時実施するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高める取り組みを行っております。</p> <p>今後とも地場産業・伝統産業の現況と課題を把握しながら、振興施策の強化に努めてまいります。</p> <p>第6項(2)(商工労働部商業流通課)</p> <p>空き店舗の発生は、地域の買物利便性を低下させることで、来街者を減少させ、更に空き店舗を増加させるといったことを引き起こす要因であります。</p> <p>こうした認識のもと、本市では、商店街や小売市場等が取り組む空き店舗への新規テナント誘致に要する費用の一部を支援しております。</p> <p>加えて、中心市街地においては、エリアマネジメントの観点から商店街が設立したまちづくり会社と連携し、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業を進めております。</p> <p>今後とも、空き店舗を活用した商業者の取組を促進し、買物利便性の向上やまちの賑わいづくりに努めてまいります。</p> <p>第6項(3)(商工労働部産業政策課)</p> <p>他市の住宅リフォーム助成制度は、住宅の小規模工事に対する概ね20万円前後の補助上限を設定し、市内建設事業者の取引拡大などを目的として実施されている制度と伺っています。</p> <p>本市では、安全・安心な社会の推進における耐震化対策や、耐震化とあわせて実施する省エネ化・防火対策、低炭素社会の推進におけるスマートハウス化の支援などの目的で、広く市民の皆さま向けの住宅リフォーム補助金制度を運用しており、これら施策の実施等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増加を図っているところです。</p>			

番 号	陳情第42号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項(1)(経営企画室)</p> <p>本市の水道料金につきましては、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引下げを実施することは難しいと考えております。</p> <p>一方、下水道使用料については、中期計画に基づき安全安心なライフラインの確保を着実に進めるとともに、下水道事業における経営改革の取組によって、中期計画期間内(平成32年度まで)での経営の健全性が確保できる目途が立ったため、平成29年10月検針分から下水道使用料の基本使用料を50円引き下げさせていただきます。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第43号	所管局	市長公室
件 名	近畿大学医学部附属病院について		
<p>第1項、第2項（ニュータウン地域再生室）（産業振興局商工労働部雇用推進課）</p> <p>田園公園、三原公園における面積減少分の代替公園につきましては、ビッグバン周辺地において、新たに開設する予定としています。</p> <p>泉ヶ丘駅前地域の活性化に取り組むための行動指針となる「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」においては、ビッグバン周辺地を「子どもコア」として位置付けており、泉ヶ丘駅前地域全体で公園の充実を図っていきます。</p> <p>旧高倉台西小学校の跡地につきましては、同ビジョンにおいて、教育、交流、防災機能等の将来ニーズに対応する拠点として位置付けており、新たな教育機関の誘致を進めています。誘致にあたっては、周辺住民の安全・安心を確保するため、小学校跡地を災害時の避難所として位置付ける予定です。</p> <p>また、堺市立泉ヶ丘勤労者体育センターにつきましては、平成29年3月、施設老朽化により閉館いたしました。当該施設をご利用の皆様への代替施設が必要であることから、利用者の皆様等からいただいたご意見などを踏まえ、競技別に利用可能な近隣施設や小・中学校の学校施設開放事業を活用できるよう、活動場所の確保に取り組んでまいりました。</p> <p>なお、施設敷地につきましては、大阪府との府有財産使用貸借契約に基づき、原状回復に伴う工事を現在行っているところであり、年内に大阪府へ返還することになっております。</p>			

番 号	陳情第43号	所管局	建設局
件 名	近畿大学医学部附属病院について		
<p>第3項（公園緑地部公園監理課）</p> <p>泉ヶ丘プールにつきましては、近畿大学医学部等の立地に伴い、検討を行った結果、梅・美木多駅に近接する原山公園内に移転することにしました。</p> <p>泉ヶ丘プールの跡地については、主に近畿大学医学部等の移転予定地として譲渡を予定しています。</p> <p>残る田園公園の区域については、今後、近隣住民の皆様のご意見をお聞きしながら再整備いたします。</p> <p>第4項（公園緑地部公園監理課）</p> <p>平成27年1月に改訂した「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を踏まえ、田園公園については、近畿大学医学部等の設置に必要な部分である約5.3haの譲渡を予定しています。グラウンド機能については、現在の広さをできるだけ確保いたします。なにとぞご理解を賜りますようお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第44号	所管局	市長公室
件 名	近畿大学医学部附属病院について		
<p>第1項（ニュータウン地域再生室）</p> <p>近畿大学医学部等の開設に関する説明会につきましては、地元自治会や地域住民の方々からの開催要望を踏まえ、庁内関係部局との調整により、近畿大学医学部等の開設効果や開設予定区域、今後のスケジュール等を取りまとめ、泉ヶ丘駅前地域のまちづくりの視点も含めた説明会を順次開催しています。</p> <p>第2項（ニュータウン地域再生室）</p> <p>施設配置計画の策定につきましては、本年4月から近畿大学が基本設計に着手されており、これまでの住民要望を踏まえ、地下埋設物や緑道の通行環境などについて総合的に検討中であり、今年度末を目途にまとめていく予定と聞いております。本市としましては、住民要望に配慮することや、隣接する公園、緑道と調和した設計となるよう、引き続き近畿大学に申し入れを行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第44号	所管局	建設局
件 名	近畿大学医学部附属病院について		
<p>第3項（公園緑地部公園監理課）</p> <p>田園公園につきましては、平成27年1月改訂いたしました「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」を踏まえ、近畿大学医学部等の移転に伴う必要な敷地について譲渡を予定しております。特にグラウンド機能については、代替公園では機能の補完ができないことから、現在の広さをできるだけ確保いたします。また、現地に残る田園公園につきましては、今後、近隣住民の皆様のご意見をお聞きしながら再整備してまいります。</p>			

番 号	陳情第45号	所管局	健康福祉局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		
<p>第1項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>なお、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいております。</p> <p>子ども医療費助成制度の年齢要件の拡大につきましては、「子育てのまち・堺」の実現に向け、子育て支援施策全体の中で考えてまいります。</p>			

番 号	陳情第45号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		
<p>第2項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>待機児童の解消に向けては、これまでに認可保育所などの創設や増改築、認定こども園の整備を進めるなど、認可施設を中心とした取り組みを行ってきました。</p> <p>保育ニーズは増加傾向にあります。引き続き保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、より多くの保育を必要とするお子さんが利用できるよう、受け入れ枠の拡大を図ってまいります。なお、未利用者572人の内訳等ですが、堺区98人（17.1%）、中区133人（23.3%）、東区26人（4.6%）、西区70人（12.2%）、南区15人（2.6%）、北区202人（35.3%）、美原区28人（4.9%）となっています。</p> <p>第3項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>現在、第2子については同一世帯から就学前児童が認定こども園に通っている場合、年長順に第1子の保育料は全額負担、第2子の保育料は半額負担、第3子以降は無償となっています。また、年収360万円未満相当世帯では、上のきょうだいの年齢に関係なく、生計を一にしている場合、第2子の保育料が半額となっています。</p> <p>人口減少・少子化が進行する中で、妊娠から出産、子育てと幅広く切れ目のない支援を行ない、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくとともに、質の高い教育・保育を実施していくため、限られた財源のもと、様々な施策を実施しているところです。</p> <p>少子化対策や幼児教育の無償化に向けては、国においても取り組んでいるところであり、それらもふまえながら、市として、より効果的に財源を投入していく必要があると考えています。</p> <p>第4項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置する計画としており、平成29年3月に中区に5か所目となる病児保育施設を設置いたしました。</p> <p>設置計画数の5か所は達成しましたが、設置できていない区もあることから、今年度中に市内全域をカバーする訪問型病児保育事業の実施を予定しています。なお、医療機関（小児科）併設型の病児保育施設につきましては、未設置区においてこれまで実施可能な医療機関がなく、認定こども園等併設型については、園内感染のリスクがあることから実施は困難と考えています。</p>			

番 号	陳情第45号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		
<p>第5項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>今年度実施予定の訪問型病児保育事業につきましては、市内全域を対象としていることから、訪問経路の観点からも訪問スタッフが市内各地にいることが望ましいと考えています。このため、訪問スタッフを看護師等の有資格者に限定するとスタッフがそろわないなど事業の実施が困難になることが想定されます。国の要綱上でも訪問スタッフは看護師等の有資格者に限定しておらず、一定の研修を受講した方となっているところですが、本市におきましては、訪問するスタッフについては、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドサポーター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。</p> <p>加えて2日以上の実習を実施するとともに、フォローアップ研修も行います。また、病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者を求めるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めてまいります。</p> <p>当該事業におきましては、万が一の事故に備えて、事業者には賠償責任保険への加入を義務付けます。今後とも、様々な形で子育てと仕事の両立を支援する事業を行ってまいります。</p> <p>第6項（子育て支援部幼保運営課）</p> <p>保育士の処遇改善策につきましては、国の公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があり、本市も応分の負担をしています。さらに今年度からは、技能・経験を積んだ職員に対して月額4万円又は月額5千円などの追加的な加算もあります。</p> <p>なお、保育所等へ交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見もふまえながら限りある財源の中で制度の再構築を行ったところであり、同補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等により処遇改善を図っているところです。</p> <p>また、本市では従来から国庫補助を活用し、民間施設を含めた保育士等を対象とした研修を実施しています。これらの研修を通じて、スキルアップを図るとともに、保育士等の方が感じている職責の重さや事故への不安の軽減につなげたいと考えております。</p> <p>さらなる保育士不足の解消に向けて取り組むとともに、市内の民間保育士の給与や勤続年数の把握については、各施設の協力が不可欠であり、ご意見もお伺いしていきたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第45号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		
<p>第7項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠、出産から子育て期に至る切れ目のない子育て施策を推進しております。本計画は、市民へのニーズ調査、市民公募委員や有識者で構成する附属機関、パブリックコメント、関係団体への説明会などで頂いた幅広いご意見を踏まえて策定し、各事業を実施しております。また、市長自らもできるだけ現場に赴き、あらゆる機会を通じて市民や事業者の皆様から直接ご意見をお聞かせいただいております。</p> <p>今後も引き続き、「現場主義」「市民目線」の観点に立ち、多様なニーズに対応したきめ細かな子育て・保育施策を実施してまいります。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害施策推進課） 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」については、手話を言語として位置づけ、市民に対する手話への理解促進や普及を図るとともに手話だけでなく障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進することを目的として、平成28年12月に制定し、平成29年4月から施行しております。</p> <p>条例の理念を実現するにあたり、「施策の推進方針」に基づく実効性のある取組を進めていくためにも条例第9条に規定するとおり障害当事者や有識者などから意見を聞きながら、施策に反映することにより、障害者のコミュニケーション支援のための施策を進めてまいります。</p> <p>第2項（障害福祉部障害施策推進課） 平成30年度から平成32年度を計画期間とする第5期障害福祉計画の策定にあたっては、堺市障害者施策推進協議会の障害福祉計画策定専門部会において、障害当事者や関係団体の代表者等からご意見をいただきながら策定してまいります。</p> <p>第3項（障害福祉部障害施策推進課） 障害福祉施策の推進にあたっては、適宜、障害当事者等のご意見を伺うなど、現状の課題やニーズ等の把握に努めてまいります。</p> <p>第4項（障害福祉部障害施策推進課） 災害時における障害のある方への支援については、堺市全体の防災体制の在り方のなかで検討しているところです。</p> <p>災害時の聴覚障害者情報提供施設における支援のあり方については、今後研究してまいります。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第5項（長寿社会部長寿支援課）（危機管理室防災課）</p> <p>大規模災害が発生した際には、行政による直接支援には限界があることから、家族や隣近所の方による支援が重要となります。そのためには、日ごろから隣近所や地域の方とのコミュニケーションを行い、地域でのお互いの関係づくりが大切になります。また、避難場所の事前確認や非常持ち出し品の準備など、自身の日ごろからの備えも必要です。</p> <p>堺市では、避難行動要支援者への民生委員児童委員による訪問調査を行い、同意を得た人の一覧表を地域へ提供するなど、今後も地域でのお互いの関係づくりを通じた要支援者支援の取り組みを進めていきます。また、障害のある人をはじめ避難行動要支援者の日ごろの備え方や災害時の行動方法、支援を行う際のポイントなどについて、冊子「安心の第一歩」の配布を行っています。今後もこのような冊子等を活用して避難行動要支援者本人や家族、支援者に対して災害対策の啓発を行うとともに、聴覚障害者の方の避難行動に資する避難用グッズ等について研究してまいります。</p> <p>また、聴覚障害者への支援の在り方については、専門相談機関である健康福祉プラザの視覚・聴覚障害者センターとも連携を図りながら充実に努めてまいります。</p> <p>第6項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>警察への連絡についてもファックス、メールでも緊急連絡ができます。 事故の内容、用件、発信者の連絡先を明記して次の連絡先に送付してください。 緊急FAX110番：FAX06-6941-1022（大阪府警察本部） 緊急メール110：m110@police.pref.osaka.jp ※緊急の用件以外は使用できません。</p> <p>第7項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>ハローワーク堺では、月2回（第2・第4金曜日の13時から17時）手話通訳者を配置し、それ以外の日程では、担当職員が筆談等を用い、コミュニケーションを行っているとのことです。</p> <p>また、本市におきましては、聴覚障害者相談員を各区役所に配置しており、聴覚障害者等の社会参加及び日常生活に関する相談に応じて必要な支援を行っておりますので、ご相談ください。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第8項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>障害福祉部及び各区地域福祉課で障害福祉関係業務を新たに担当することとなった職員を対象に年度当初に研修会を実施しており、その機会を活用して手話を学ぶ時間を設けております。</p> <p>また、今年度より、庁内各課職員を対象として、手話をはじめとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しております。</p> <p>講師の依頼先につきましては、研修の趣旨や内容に応じて、その都度選定してまいります。</p> <p>第9項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>視覚・聴覚障害者センターの人員については、当該施設の指定管理者より提出された事業計画等に基づき、配置しているところです。</p> <p>第10項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>手話通訳派遣事業における登録試験につきましては、聴覚障害者の情報保障を適切に行うことができる知識や技術等を有する人員の確保が必要であることから、本市が責任を持って実施しております。</p> <p>質の高い手話通訳者を確保できるよう、養成、試験、派遣を一貫して行うことの妥当性を含め、効果的かつ効率的なあり方を引き続き検討してまいります。</p> <p>第11項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>本市主催の行事等への手話通訳者の派遣については、今後も全庁的に周知するとともに、民間団体主催の行事等に関しては、主催者において配慮がなされるよう周知してまいります。</p> <p>第12項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>頸肩腕特殊検診については、視覚・聴覚障害者センターで登録手話通訳者全員を対象に問診を行っており、医師の診断が必要な方について、受診の機会を設けています。</p> <p>今後も継続して検診を実施するとともに、手話通訳者研修の中でストレッチングや頸肩腕障害についての知識の普及などに努めてまいります。また、通訳が長時間にならないよう交代を徹底し予防に配慮してまいります。</p> <p>第13項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>登録手話通訳者につきましては、聴覚障害者が届出、相談等のために公的機関に赴く場合など、さまざまな場面で手話通訳による情報保障を担っていただいております。通訳者の派遣先が必ずしも病院に限定されていないこと等を踏まえると、一律に補償等の対策を行うことは困難と考えております。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第14項（障害福祉部障害施策推進課） 手話通訳者養成講座につきましては、平成27年度より、基本課程・応用課程・実践課程を並行して実施し、どの年度でも希望する課程を受講していただけるよう、各講座を実施しております。今後とも内容等の充実に努めてまいります。</p> <p>第15項（障害福祉部障害施策推進課） 視覚・聴覚障害者センターにおいて、定期研修、実技研修を実施しており、実技研修につきましては、技能別に年4回開催しております。 研修内容については、登録手話通訳者の技術向上に資する内容となるよう、必要に応じて、検討してまいります。</p> <p>第16項（障害福祉部障害施策推進課） 視覚・聴覚障害者センターでは、登録手話通訳者を対象に各種研修会を開催し、スキルアップを図っており、今後とも、研修内容等の充実に努め、障害の理解の促進と技術向上に取り組んでまいります。</p> <p>第17項（障害福祉部障害施策推進課） 視覚・聴覚障害者センターにおいて、手話講習会等の講師に対して研修を実施しているところであり、別途、講師のスキルアップを目的とした研修費用の補助については、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>第18項（障害福祉部障害施策推進課） 視覚・聴覚障害者センターの開所時間については、当該施設の指定管理者により提案された内容に基づき、定めているところです。</p> <p>第19項（障害福祉部障害施策推進課） 現在、健康福祉プラザへのアクセスにつきましては、最寄りの「旭ヶ丘」バス停を経由する堺東駅前～泉ヶ丘駅前の南海バスが1時間に2本程度運行しているところです。 現状では公共交通機関等をご活用いただくことをお願いしておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> <p>第20項（障害福祉部障害施策推進課） 健康福祉プラザにおいては、開所時間帯を通じて手話通訳が可能な職員等を館内に常時1名以上配置するとともに、必要に応じて、視覚・聴覚障害者センターと連携しながら、聴覚障害者に対応しているところです。また、職員の資質や利用者サービスの向上を図るため、健康福祉プラザ内で、職員も参加できる手話講座を開催しております。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第21項（障害福祉部障害施策推進課） 各区基幹相談支援センターに手話のできる職員を配置することについては、そのための財源確保が困難であり、現状の対応として、適切な相談ができるよう聴覚障害者相談員との連携を図ってまいります。</p> <p>第22項（障害福祉部障害施策推進課） 聴覚障害者相談員は、聴覚障害者が安心して生活できるよう日常の諸問題に関する相談に対応しており、相談があった際には、ご本人と十分コミュニケーションを図りながら、問題解決に努めているところです。</p> <p>第23項（障害福祉部障害施策推進課） 聴覚障害者相談員については、現状の相談者数や相談件数の実態等を考慮し、現在のところ正職員による聴覚障害者相談員の配置及び南区を除く複数体制化については困難と考えております。</p> <p>第24項（障害福祉部障害施策推進課） 本市におきましては、聴覚障害者が安心して生活できるよう、全区役所に配置した聴覚障害者相談員が日常の諸問題に関する相談に対応しております。相談があった際には、ご本人と十分コミュニケーションを図りながら、問題解決に努めており、現在のところ、生活相談員を別途配置することは考えておりません。</p> <p>第25項（障害福祉部障害施策推進課） 各区役所保健福祉総合センターの窓口における聴覚障害者の日常の諸問題に関する相談は、聴覚障害者相談員が対応しているところです。 また、今年度より、庁内各課職員を対象として、手話をはじめとする障害のある方とのコミュニケーションに係る研修を実施しております。</p> <p>第26項（障害福祉部障害施策推進課） 本市では、障害者の社会参加を促進するため各施策を講じているところです。 しかしながら、市民や市民団体の活動は、それぞれの自主性に委ねられており、部屋の確保についても、各々の市民や市民団体等にお願いしているところです。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第27項（障害福祉部障害施策推進課） 堺市立総合医療センターにおきましては、平日の8時30分から17時まで常時手話通訳者を配置しております。</p> <p>また、本市といたしましては、病院等の医療機関に対し、手話講習会にご参加いただけるよう、機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>			
<p>第28項（障害福祉部障害施策推進課） 病院等の医療機関におきましては、聴覚障害者の方に限らず、患者と医師等医療従事者との意思疎通が充分に行われ、信頼関係に基づいた医療が提供されることが重要です。</p> <p>本市といたしましては、病院等の医療機関に対し、手話講習会にご参加いただけるよう、機会を捉えて周知に努めてまいります。</p>			
<p>第29項（障害福祉部障害施策推進課） 病院に対するご要望の趣旨については、機会を捉えて働きかけてまいります。</p> <p>なお、入院中については、必要に応じて聴覚障害者相談員もしくは手話通訳者の派遣を行っておりますので、当該制度もご利用ください。</p>			
<p>第30項（障害福祉部障害施策推進課） 病院に対するご要望の趣旨については、機会を捉えてお伝えしてまいります。</p>			
<p>第31項（障害福祉部障害施策推進課） 平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成19年10月総務省策定）に基づき、字幕放送時間数は伸びてきております。</p> <p>今後、機会を捉えて字幕放送普及の要望をしてまいります。</p>			
<p>第32項（障害福祉部障害施策推進課） 各高速道路会社において、故障・事故・救急・火災などの状況をボタンで通報することのできる非常電話の設置や、受話器を上げてから受話器を叩くなどの合図による通報への対応などを実施しておりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第33項（長寿社会部介護事業者課）</p> <p>「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）」に基づき、設置事業者を公募するにあたり、聴覚障害者対応ユニットを設けることを加点点評価することとし、事業者の公募を行いました。現在整備中の広域型特別養護老人ホームにおいては、聴覚障害者対応ユニットが設けられており、手話ができる職員の採用など、開設に向けての準備が着実に進んでいるところです。</p> <p>また、既存施設における聴覚障害者対応設備の設置や手話のできる職員の養成、採用などについては、運営法人・施設に対しまして、その啓発に努めて参ります。</p> <p>第34項（長寿社会部地域包括ケア推進課）</p> <p>各区役所にある基幹型包括支援センターにおいては、各区に配属している聴覚障害者相談員との連携等を図り、適切な相談ができるよう取り組んでまいります。</p> <p>第35項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>受益者負担の観点から、冷暖房費用を徴収しておりますので、ご理解・ご協力よろしくお願ひします。</p> <p>第36項（長寿社会部長寿支援課）</p> <p>堺市との協働事業として市民活動サポートセンターを運営しており、受益者負担の観点から、利用料を徴収しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>第37項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>本市では、これまで、障害者長期計画や障害福祉計画の策定の際には、障害者の実態調査を行ってきたところです。</p> <p>これらの計画の推進や各施策の取り組みの検討において、障害者やその家族、支援者の意見を聴く場を設けるなどコミュニケーションを図り、障害者不在の施策とならないよう、当事者参加の促進に努めてまいりました。</p> <p>今後も、障害者等の意見を傾聴するとともに、ろう重複障害者の生活実態の把握にも努め、各施策の充実に向けて検討してまいります。</p> <p>また、障害福祉サービス等の事業者に対しては、本市の手話講習会の案内をお知らせしており、ご協力をお願いしているところです。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第38項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>日常生活用具（聴覚障害者用屋内信号灯、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器）について、現在、支給対象となる世帯を「聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯」と規定しているのは、他に支援することが可能な方がおられる世帯については、設置を要しないと想定しているためです。グループホームについても、国の指定基準上、利用者数に応じた職員配置が規定されており、当該職員による支援が可能であると想定されるほか、事業者には防災上の必要な措置が求められていることから、現在のところ補助制度を設けることは考えておりませんのでご理解願います。</p> <p>第39項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>平成26年度より、大阪府・大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、研修会を開催しております。堺市登録手話通訳者にも案内を送付し、当該研修会の周知を行っているところです。</p> <p>第40項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>平成26年度より、大阪府・大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市が合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、1年間で1080時間利用できます。また、障害者総合支援法に規定する同行援護についても、月50時間利用することができますので、現行の制度利用をお願いいたします。</p> <p>第41項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>盲ろう者の社会参加にあたっては、「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」や障害者総合支援法に規定する同行援護を利用することができます。</p> <p>第42項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度があります。また、バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度があります。介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。また、市内公共施設につきましても、介護者も含めて料金の減免が受けられる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。</p> <p>第43項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>手話ができるヘルパーが増えるよう、障害福祉サービス事業所等に対しましては本市の手話講習会の案内をお知らせしており、ご協力をお願いしているところです。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	健康福祉局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第44項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るため、生活基盤となるグループホームについては、更なる充実が求められております。本市ではグループホームの整備を促進するため、国庫補助金の上乗せ加算や既存物件を活用してグループホームを開設する際の改修工事にかかる費用の補助を実施しているほか、設備の整備や賃貸物件の初期費用等に対して助成を行っております。また、安定した運営ができる報酬単価について強く国へ要望してまいります。</p> <p>第45項（障害福祉部障害者支援課）</p> <p>限られた財源の中で、各障害施策を実施しており、現在のところ、事業所などに通う交通費に対する本人への補助制度は困難と考えております。</p> <p>第46項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>本市では、障害者施策の基本的かつ総合的な計画である第4次障害者長期計画と障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して成果目標を定めた第4期障害福祉計画を策定し、現在、これら両計画に基づき、各施策を推進するとともに、障害福祉計画に定められた成果目標の達成に向け取り組んでいるところです。</p> <p>また、重度重複聴覚障害者や家族が安心して利用、相談できるように、聴覚障害者に適応した専門性のある施設として、健康福祉プラザ内に視覚・聴覚障害者センターを設置しております。今後とも、本センターを中心に、重度重複障害者の地域生活の支援に取り組んでまいります。</p> <p>第47項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</p> <p>障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス指定基準」に定められているとおり、ショートステイ施設をはじめ、全ての指定事業者に対して、障害の理解や利用者の障害特性に応じた適切な配慮をするよう、指導をしております。</p> <p>また、障害福祉サービス等の事業者に対しては、本市の手話講習会の案内を送付し、周知を行っているところです。</p> <p>第48項（障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>NPO堺障害者団体連合会への活動補助金の復活及び人件費補助につきましては、本市の財源に限りがあり、困難な状況ですのでご理解のほどお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	建築都市局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第49項（交通部公共交通課）</p> <p>市内鉄道駅における電光掲示による情報提供設備につきましては、3駅を除き、ホーム又は改札付近に設置されている状況でございます。また、電光掲示板の設置されていない駅につきましては、掲示板及び駅係員による案内を行っていると同っております。</p> <p>列車内の情報提供設備につきましては、地下鉄御堂筋線は対応が完了しておりますが、その他の路線では車両の更新に合わせて対応が進められているところでございます。</p> <p>市といたしましては、更なる電光掲示による情報提供設備の充実や活用について、引き続き鉄道事業者に対応を求めてまいります。</p> <p>第50項（交通部公共交通課）</p> <p>市といたしましては、すべての方が安心して駅を利用できるよう、鉄道事業者へ駅員の再配置について引き続き要望しているところでございます。</p> <p>また、最近では、テレビ電話機能付き「駅係員よびだしインターホン」を設置して、多様なニーズに対応している事例もございますので、こうした事例も踏まえながら、聴覚障害者の方への対応などにつきまして、鉄道事業者へ引き続き働きかけてまいります。</p> <p>第51項（交通部公共交通課）</p> <p>ご要望の内容についてバス事業者にお伝えしましたところ、「バス停上屋は、各停留所の利用状況及び設置条件等を勘案し、可能な範囲で設置しております。またバスの運行状況については、本年4月よりパソコンや携帯電話・スマートフォン等でバスの運行情報を確認することができる「バスロケーションシステム」を導入しておりますので、そちらをご利用いただくことで運行状況を把握いただけます。ソーラー式電光掲示板の設置に関しては、費用が高額になることから慎重な判断が必要となります。」との回答がございました。</p> <p>市といたしましては、バス利用者の快適性や利便性を高められるよう、バス事業者へ引き続き対応を求めてまいります。</p>			

番 号	陳情第46号	所管局	教育委員会事務局
件 名	聴覚障害者施策等の充実について		
<p>第52項（学校教育部学校指導課・中央図書館総務課）</p> <p>本市では、各市立学校に、毎年図書購入費予算を配当しています。各学校はその図書購入費をもとに、学校の教育目標等に沿って選書を行い、読書や学習に必要な図書を計画的に揃えています。</p> <p>また、本市立図書館では、手話に関する図書や辞書を所蔵し、市民の方々に提供しております。今後とも手話関係資料の充実に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第47号	所管局	健康福祉局
件 名	保育施策等について		
<p>第1項（健康部保健所感染症対策課）</p> <p>子どもの予防接種については、平成24年5月に国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が取りまとめた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ及びB型肝炎の6ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいとされるとともに、ロタウイルスワクチンについては、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行うとされました。</p> <p>この提言を受け、すでに子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘及びB型肝炎の5ワクチンが、予防接種法に基づく定期接種の対象となりました。残りのおたふくかぜ及びロタウイルスの2ワクチンについても、今後とも引き続き、予防接種の安全性や有効性及び技術的課題等の整理・検討を行うとされています。</p> <p>このような状況の中、本市におきましては、今後も国の動向を注視しながら、ロタウイルスなどの任意の予防接種への支援のあり方について、検討してまいります。</p> <p>なお、予防接種の接種期間については、それぞれの病気にかかりやすい時期を考慮して定められていますので、期間中に接種していただきますようお願いいたします。また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっていた等の特別な理由が認められる場合、定期の予防接種として接種を受けることができる制度がありますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>第2項（生活福祉部医療年金課）</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>なお、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいております。</p> <p>子ども医療費助成制度の年齢要件の拡大につきましては、「子育てのまち・堺」の実現に向け、子育て支援施策全体の中で考えてまいります。</p>			

番 号	陳情第47号	所管局	子ども青少年局
件 名	保育施策等について		
<p>第3項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育時間につきましては、子ども・子育て支援法施行規則第4条において、保育の必要量に応じ、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）に区分することとなっていますが、区分の認定につきましては、申請時に保護者から勤務時間や通勤時間など、保育を必要とする時間を丁寧に聞き取ったうえで柔軟に対応していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第4項（子育て支援部幼保運営課）</p> <p>虫よけ対策に必要な経費につきましては、従来どおり施設型給付費にて対応していただくものと考えており、ご理解願います。</p> <p>第5項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>人口減少・少子化が進行する中で、妊娠から出産、子育てと幅広く切れ目のない支援を行ない、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくとともに、質の高い教育・保育を実施していくため、限られた財源のもと、様々な施策を実施しており、すべての子どもの保育料無償化については、今のところ考えておりません。</p> <p>なお、幼児教育の無償化に向けては、国も財源を確保しながら段階的に進めるとし、取組みが行なわれているところです。</p> <p>第6項（子ども青少年育成部子ども育成課）</p> <p>病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置することとしておりました。平成29年3月、中区に5か所目となる病児保育施設を設置したことで、北区を含め設置計画数の5か所を達成しました。病児保育施設のない区がある中で、同一区内に2か所目の施設を設置することは考えておりませんが、市内全域をカバーするため、今年度中に訪問型病児保育事業の実施を予定しています。この訪問型病児保育事業においては、病気の子どもを安全にお預かりするという観点から、訪問するスタッフについては、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドサポーター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。加えて、2日以上の実習も実施するとともに、フォローアップ研修も行います。また、病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に求めるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第47号	所管局	子ども青少年局
件 名	保育施策等について		
<p>第7項（子育て支援部幼保運営課）</p> <p>保育所等へ交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見もふまへ制度の再構築を行い、看護師等の雇用への支援に係る補助については継続して実施しております。今後も限りある財源の中で適正な補助制度について、研究してまいります。</p> <p>第8項（子育て支援部幼保運営課）</p> <p>アレルギー食の対応については、公定価格に上乗せして調理員を加配する人件費補助や、アレルギー対応の除去食等の提供に対応するための人件費加算を行っておりますのでご理解願います。</p> <p>第9項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>きょうだい同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点を行っていますが、希望施設の年齢ごとの受け入れ枠の状況の関係で、きょうだいそろっての利用が難しい場合は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介するなど、丁寧に対応しているところです。</p> <p>また、どうしても同一施設の利用が叶わない場合であっても、保護者の状況・希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第10項、第11項、第12項（子育て支援部幼保運営課）</p> <p>本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しております。平成28年度には、書類作成等の業務負担の軽減を図るため、ICT化（業務効率化）を推進するための補助を行いました。</p> <p>また、公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があり、本市も応分の負担をしています。さらに今年度からは、技能・経験を積んだ職員に対して月額4万円又は月額5千円などの追加的な加算もあります。</p> <p>保育士確保に向けた処遇改善等の拡充等財政支援措置については、引き続き国に要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第47号	所管局	教育委員会事務局
件 名	保育施策等について		
<p>第13項（総務部学務課）</p> <p>大学に至るまでの教育費の無償化につきましては、現在国において、財源の確保も含め議論されているところですが、本市におきましては、経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者に対して、学用品費などの費用の一部を援助する就学援助制度を実施するとともに、経済的な理由により修学が困難な高校1年生等に対して、奨学金を給付する堺市奨学金制度を実施しております。</p> <p>また、国及び大阪府においては、高等学校等の授業料を実質無償化もしくは、保護者負担を支援する制度として就学支援金及び授業料支援補助金を支給しており、高等学校等に在学する低所得世帯の保護者に対しては、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給しております。</p> <p>なお、大学生への奨学金については、日本学生支援機構などが実施しているところです。</p> <p>第14項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営経費につきましては、保護者からの一部負担金と市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しております。一部負担金につきましては、受益者負担の観点から、現在の一部負担金額を設定し、保護者にも当該事業運営に係る費用の一部を御負担いただいております。</p>			

番 号	陳情第48号	所管局	文化観光局
件 名	北区の文化ホールについて		
<p>(文化部文化課)</p> <p>北区には、イベントホールやセミナー室等を有し、文化的な催し物の開催が可能な堺市産業振興センターを設置しておりますので、現在のところ、新たな文化ホール建設の予定はございません。</p> <p>また、近隣にはサンスクエア堺のほか、2019年秋には、2000席の大ホールや312席の小ホール等を有する堺市民芸術文化ホール「フェニーチェ堺」も開館予定ですので、これらの施設をご利用いただきますようご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>			

番 号	陳情第49号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>(交通部公共交通課)</p> <p>ご要望につきまして南海バスにお伝えしましたところ、「桃山台循環バスは、路線維持が困難な程度まで利用率が低い状況が続いたため、平成8年3月31日をもって運行休止いたしました。引き続き桃山台地区を運行するバス路線についてもやはりバス利用率が芳しくなく、そうした環境下で桃山台循環バスの路線再開・泉ヶ丘駅延伸は、収益性において不透明な要素が大きいため、現段階では実施予定はございません。今後も引き続きお客さまの利用実態を注視し、地域の皆様に親しまれるようなバスをめざしてまいります所存です。」との回答がございました。</p> <p>市といたしましては、今後の桃山台地区のバス需要の変動も見据えながら、今回のご要望の内容につきまして、引き続き南海バスに働きかけてまいります。</p>			

番 号	陳情第50号	所管局	教育委員会事務局
件 名	小学校学級編制等について		
<p>(教職員人事部教職員人事課)</p> <p>学級編制の標準について定める「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)では、通常の学級と特別支援学級とに区分して、それぞれ定められた児童生徒の数を基に学級編制を行うことを標準としております。</p> <p>なお、本市におきましては、小学校3年生から6年生までの通常の学級について、1学級の児童数の基準を38人とした「堺型少人数教育」を今年度から実施しておりますが、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において基準として定めている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項では、「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。」とされております。</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームにつきましては、平成29年5月1日現在の児童数に対し専用教室2室及び共用教室2室を併せた面積は同項に定める基準を満たしております。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>共用教室の運用につきましては、本市が当該事業の実施について求めた業務仕様書及びその業務仕様書に基づき各運営事業者が提出した企画提案の内容に基づき各運営事業者が適切に対応するものです。</p> <p>また、運営事業者への助言も、業務仕様書及びそれに対する企画提案に基づき、本市が行うものです。</p> <p>さらに、職員による巡回により、業務完了後のみでなく、日常において現地での履行確認を行っております。その巡回において、指導員の配置状況や共用教室の使用状況を確認し、必要に応じて運営事業者に対し指導助言を行っております。指導助言としては、共用教室使用における指導員の配置や他ルームにおける共用教室の使用法の事例伝達等について行っております。</p> <p>第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>指導員数につきましては、本市が当該事業の実施について求めた業務仕様書に基づき各運営事業者が提出した企画提案の内容及び業務仕様書に定める内容で確認しているところであり、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たしていることを確認しております。</p> <p>しかしながら、配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員が出席児童に対し充足していない場合があることを確認し、加配指導員の配置について事業者に指導を行いました。</p> <p>また、指導員の確保につきましては、業務仕様書及び企画提案に基づき事業者が行っており、本市におきましてもホームページや広報において、事業者が指導員等を募集している旨を掲載しているところです。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>百舌鳥小学校のびのびルームの活動場所の確保につきましては、これまでののびのびルームの室内環境を基本とし、運営事業者や保護者の方々の要望等をお聞きしながら、「第2期 未来をつくる堺教育プラン」の実現に向けた施設整備を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第51号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 空調設備につきましては、快適な活動場所の確保だけでなく、安全確保の見地からも、計画的に入れ替えを検討しております。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームにおける指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置することとしており、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。 また、児童の安全を図るため、主任指導員及び主任指導員を補佐する副主任指導員からなる体制をとり、管理運営しております。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市といたしましても、サービス内容が異なる複数の放課後事業があることにより、受け入れ学年に差異があることを認識しております。今後は放課後児童健全育成事業（厚生労働省所管）を基本とし、諸課題の解決や保護者ニーズに対応した放課後支援施策を構築してまいります。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員数につきましては、本市が当該事業の実施について求めた業務仕様書に基づき各運営事業者が提出した企画提案の内容及び業務仕様書に定める内容で確認しているところであり、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を満たしていることを確認しております。 指導員の確保については、業務仕様書及び企画提案に基づき、必要な人員を確保するのは運営事業者ですが、本市におきましてもホームページや広報において、運営事業者が指導員等を募集している旨を掲載しているところです。 指導員の研修につきましては、平成27年度から「放課後児童支援員認定資格研修」を大阪府が行っており、本市といたしましても計画的な受講を進めているところです。 また、受託事業者においても業務仕様書及び企画提案に基づいた研修を行うなど、指導員の資質向上に努めているところです。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 一部負担金につきましては、受益者負担の適正化の観点から検討し、現在の負担額となっております。ただし、のびのびルームの一部負担金につきましては、単身世帯の補助やきょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>			

番 号	陳情第52号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策事業（のびのびルーム）における施設及び備品類の維持管理に関することについては、業務仕様書に記載のとおり、運営事業者の業務となっております。日々の清掃につきましては、運営事業者が各ルームの実情に応じて行うこととなりますが、床仕上げ材の更新が必要な場合等は、本市において施設改修することとしております。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの運営につきましては、運営事業者が配置しているコーディネーターが各ルームを巡回し、運営の状況の把握に努めております。 本市としても職員による巡回により、業務完了後のみでなく、日常において現地の履行確認を行っております。 今後とも運営事業者と連携して、より良いルーム運営を行ってまいります。</p> <p>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 運営事業者の選定に当たっては、プロポーザル方式による公募により価格のみではなく、運営事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して選定しております。 また、プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、さらに、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 今後、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。</p> <p>第2項、第3項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの運営に当たっては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。 活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。 指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。 なお、児童数につきましては、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。</p> <p>第6項、第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就業規則等により定めております。 また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております。</p> <p>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本事業は、事業運営を運営事業者に委託しておりますが、委託費用について、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っております。 その際には、運営事業者からは、支出目的や支出項目を示した見積書が提出されており、事業者選定において、本事業の運営費であることを確認しております。 また、委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行います。 本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないため、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善してまいります。 また、履行確認は、運営事業者から毎月提出される業務完了届及び業務報告により行うとともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っております。</p>			

番 号	陳情第53号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第9項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 今年度から運営事業者が変更になったルームの利用保護者・児童に、運営状況を把握し、よりよいルーム運営を実施するための参考とするアンケート調査を実施しております。</p> <p>第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 待機児童の解消につきましては、活動できる共用教室等を確保するとともに、小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用していただく隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討も必要であると考えております。</p> <p>第11項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策事業（のびのびルーム）の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p>			

番 号	陳情第54号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 運営事業者が変更となった場合において、ルームが円滑に運営できるよう、本市職員による運営事業者間の引継ぎへの立合い及びルーム巡回を行い、運営状況の確認を行っております。 今後も円滑なルーム運営ができるよう、より一層の丁寧な引継ぎ及びルーム巡回を行ってまいります。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市としまして、指導員が運営事業者の変更後も引き続き同じルームで勤務していただくことが運営のスムーズな引継ぎにつながると考えており、継続雇用について新事業者に配慮をお願いしてきたところです。ただ、指導員の採用については、運営事業者が行うことであるため仕様書に明記することはできません。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 日々の指導員体制について、支援の単位数に基づく指導員と加配児童の出席に応じた指導員数の配置を行うことを運営事業者に求めております。しかし、病気等で突発的に指導員が休む場合等、指導員体制が整わないときには運営事業者本部から指導員を派遣するなど、子どもたちの安心・安全を確保するための手段を講じることは許容されることと考えております。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市放課後児童健全育成事業のプロポーザル方式による運営事業者の選定については、価格のみによる競争（入札等）で契約相手方を決定することが適当でない業務について公募又は指名した提案者に業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象としております。これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方にできるところに、当該選定方式の効果があると考えております。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） のびのびルームの運営業務については、運営事業者に委託しており、運営事業者における特定個人の雇用について、市が関与することはできません。</p>			

番 号	陳情第55号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項、第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>放課後児童対策事業における、施設及び設備の整備・体育館等の活動場所の確保については、学校の協力も得る中で可能な範囲内で、その充実を図っているところです。本事業の運営事業者とともに、児童の安全確保に努めてまいります。</p> <p>また、プールの使用につきましては、児童の安全確保の問題があり、放課後児童対策事業として使用は認めておりません。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>出入口につきましては、一元管理の観点により職員室での解錠のみとなります。</p> <p>指導員の配置につきましては、児童の安全確保の観点から、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、児童数に応じた指導員の配置基準を定めております。</p>			

平成29年 第3回市議会(定例会)陳情回答綴

平成29年 9月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-17-0028

